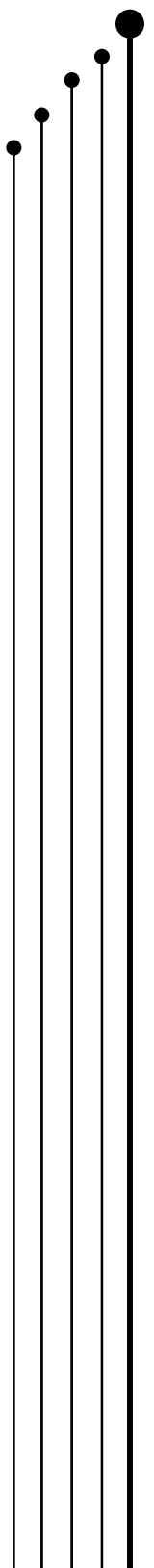


第4編

資料編





# 1 防災関係機関・規程等に関する資料

## 1-1 防災関係機関連絡先

名	称	電話番号	F A X 番号
県	危機管理・防災課	088-823-9320	088-823-9253
	南海トラフ地震対策課	088-823-9317	088-823-9253
	南海トラフ地震対策推進 中央東地域本部	088-863-2570	088-863-2660
	嶺北林業振興事務所	0887-82-0162	0887-82-0200
	中央東農業振興センター嶺北 農業改良普及所	0887-82-0129	0887-82-2782
	中央東農業振興センター	0887-53-5583	0887-53-5140
	中央家畜保健衛生所嶺北支所	0887-82-0054	0887-82-0094
	中央東土木事務所本山事務所	0887-76-2105	0887-76-4253
	中央東福祉保健所	0887-53-3171	0887-52-4561
警察	高知東警察署	088-866-0110	
	高知東警察署本山警察庁舎	0887-76-0110	
消防	嶺北消防本部	0887-76-2806	0887-76-3581
自衛隊	(高知)陸上自衛隊第14旅団 第50普通科連隊	0887-55-3171	
	(善通寺)陸上自衛隊第14旅団 第15普通科連隊	0877-62-2311	
	(松山)陸上自衛隊第14旅団 第14特科隊	089-975-0911	
消防庁	応急対策室	(03)5253-7527	(03)5253-7537
	宿直室	(03)5253-7777	(03)5253-7553
主な指定地方行政機関	国土交通省四国地方整備局四 国山地砂防工事事務所吉野川 砂防出張所	0887-76-3901	0887-76-3477
	中国四国農政局高知農政事務所 地域第二課(土佐山田庁舎)	0887-52-5171	0887-52-3008
	嶺北森林管理署	0887-76-2110	0887-76-3886
主な指定(地方)公共機関	N T T 西日本(株)高知支店	088-821-3513	088-820-0997
	四国電力(株)田井お客様センター	0887-82-0453	0887-82-2658
	日本赤十字社高知県支部	088-872-6295	088-872-6299
町内の主な機関・団体	本山町社会福祉協議会	0887-76-2312	0887-76-2381
	嶺北建設業協同組合	0887-76-2230	0887-76-2272

	土佐れいほく農業協同組合 本山支所	0887-76-2444	
	本山町森林組合	0887-76-2051	0887-76-2082
	本山町商工会	0887-76-2160	0887-76-3960
小中学校・高等学校	本山小学校	0887-70-1022	0887-70-1024
	吉野小学校	0887-70-1311	0887-70-1314
	嶺北中学校	0887-70-2338	0887-76-2300
	嶺北高等学校	0887-76-2074	0887-76-3144

## 1-2 本山町防災基本条例（平成22年1月12日 条例第1号）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、災害から町民の生命を守り、身体及び財産を保護するうえで必要な基本的事項を定め、町民、事業者及び本山町(以下「町」という。)の責務を明らかにするとともに、防災に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「災害に強いまち本山」を築き、もってすべての人々が安全に暮らすことができる社会を実現することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 町民、事業者及び町は、自立と助け合いの精神を尊重し、すべての人が安全に暮らすことができるように努めなければならない。

2 町民、事業者及び町は、地域の安全を確保するうえで、良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動をはぐくむように努めなければならない。

3 町民、事業者及び町は、防災に関する知識を習得し、行動力を高め、助け合いの精神をはぐくむことにより、災害時に備えるとともに、後の世代にこれらを継承していくように努めなければならない。

#### （地域防災計画への反映）

第3条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された本山町防災会議は、町の地域防災計画を作成するにあたっては、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)を反映しなければならない。

[災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項]

### 第2章 町民、事業者及び町の責務

#### （町民の責務）

第4条 町民は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項その他必要事項について、自ら災害に備える措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保及び風水害に対する備え
- (2) 家具の転倒防止
- (3) 出火の防止
- (4) 初期消火に必要な用具の準備
- (5) 飲料水及び食糧の確保
- (6) 避難の経路、場所及び方法についての確認

#### （事業者の責任）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びに、その管理する施設及び設備について安全を確保しなければならない。

2 事業所は、その事業活動に関して災害を防止するため、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

3 事業者は、その従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、帰宅困難者対策(事業所に通勤し、または来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難な者の災害時における安全な帰宅を確保するための対策をいう。)等を確立しなければならない。

(町の基本的責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、防災に関する調査及び研究を行い、必要な施策を策定し、体制を整備するとともに、これらに関し常に明らかにする責務を有する。

2 町は、前項に規定する施策を策定し、体制を整備するにあたっては、町民及び事業者の意見を積極的に反映するよう努めなければならない。

(町民、事業者及び国等との連携)

第7条 町は、常に町民及び事業者並びに国、地方公共団体等(以下「国等」という。)との連携に努めるものとする。この場合において、町は、必要あると認めるときは、町民、事業者又は国等との間に、災害時の業務に関する協定を締結することができる。

(町民等に対する支援等)

第8条 町は、町民、事業者、ボランティア等が自主的に行う防災活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

2 町は、地域の自主防災組織を育成するため、積極的に支援及び協力を行い、その充実が図られるようにしなければならない。

### 第3章 予防対策

#### 第1節 防災ひとづくりの推進

(防災に関する学習及び訓練)

第9条 町民及び事業者は、防災に関する学習及び訓練を積極的に行うよう努めなければならない。

(防災に関する教育)

第10条 町は、防災に関する教育を充実させるため、必要な施策を講じなければならない。

2 町は、防災に関する活動を支える人材を育成し、活用するため、必要な施策を講じなければならない。

3 町は、防災に関する啓発活動を行わなければならない。

4 町は、災害危険情報等、防災に関する情報の提供並びに町民及び事業者との情報の共有化を推進しなければならない。

(地域相互支援ネットワークづくり)

第11条 町は、災害時に活動を行う団体等が、効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク(町内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。)の育成に努めなければならない。

#### 第2節 防災まちづくりの推進

(まちの安全点検と防災まちづくり)

第12条 町民及び事業者は、自らのまちの安全を点検するとともに、防災まちづくり(災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物の耐震化及び耐火性を確保する措置、その他まちの改善に関する措置をいう。)の推進に努めなければならない。

(防災まちづくり計画と事業の推進)

第13条 町は、町民、事業者及び国等の協力を得て、防災まちづくりに関する計画の策定及び事業の推進に努めなければならない。

(建築物の耐震性及び耐火性の確保)

第14条 町は、その管理する公共施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 町は、住宅等の一般建築物(次項に規定する特殊建築物及び特定建築物を除く建築物をいう。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

3 町は、学校、病院その他多数の者が領する建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する特殊建築物又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に規定する特定建築物に限る。)の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、その改善について助言し、又は勧告することができる。

[建築基準法(昭和25年法律第201号)] [建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)]

4 町は、前項の規定に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(ブロック塀等の安全の確保)

第15条 町は、ブロック塀、自動販売機、コンテナ倉庫等の倒壊を防止するため、安全の確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

2 町は、建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下危険物の落下を防止するため、安全確保及び改修についての指導を行うよう努めなければならない。

### 第3節 要援護者への配慮

(町民等の配慮)

第16条 町民及び事業者は、地域において、高齢者、障害者、児童その他の災害時において特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)が、災害時においても安全に暮らすことができるように配慮しなければならない。

(町の施策及び体制)

第17条 町は、町民及び事業者の協力を得て、防災に関して要援護者に配慮した施策を策定し体制を整備しなければならない。

## 第4章 応急対策

(町民等の処置)

第18条 町民、事業者、ボランティア等は、災害時において、町民全体の生命を守るため、相互に連携し、補完し合うことにより、次に掲げる事項その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じなければならない。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 出火防止及び初期消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 要援護者の介護
- (5) 避難者の避難誘導
- (6) 給食及び給水活動
- (7) 避難所の運営協力

(町の措置)

第19条 町は、災害対策基本法第23条第1項に規定する災害対策本部として、本山町災害対策本部を設置する。

[災害対策基本法第23条第1項]

- 2 本山町災害対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町は、災害時においては、町民及び事業者の協力を得て、国等と一体となって、直ちに必要な措置を講じなければならない。
- 4 町は、災害時において、ボランティア等による被災者に対する支援活動に円滑な実施を確保するため、活動拠点の提供等必要な支援を行わなければならない。
- 5 町は、災害時において、要援護者に配慮した措置を講じなければならない。

## 第5章 復興対策

(町民等の復興対策)

第20条 町民及び事業者は、災害により重大な被害を受けた場合において、相互に協力して速やかに生活及び事業の再建並びにまちの復興に努めなければならない。

(町の復興体制)

第21条 町は、震災により重大な被害を受けたときは、住民生活の再建及び復興に関する事業を速やかに、かつ、計画的に実施するため、本山町震災復興対策本部を設置する。

- 2 本山町震災復興対策本部に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 町は、震災以外の災害により重大な被害を受けた場合において、必要があると認めるときは、第1項に準じる体制をとることができる。
- 4 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等の意見を聞くとともに、その意見が十分反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 町は、復興対策を行うにあたっては、住民、事業者、ボランティア等及び国等との連携体制を確保するものとする。

## 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



### 1-3 本山町防災会議条例（昭和38年3月20日 条例第23号）

改正 平成8年12月20日 条例第16号  
改正 平成24年9月18日 条例第22号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項の規定に基づき、本山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

〔災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第5項〕

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本山町地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
- (2) 知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 本山警察署の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長及び町内学校の教職員のうちから町長が任命する者
- (6) 町消防団長
- (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 委員の定数は、25名以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月20日条例第16号)

この条例は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-4 本山町災害対策本部条例 (昭和38年3月20日 条例第24号)

改正 平成8年3月25日 条例第4号  
改正 平成24年9月18日 条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条の2第8項の規定に基づき、本山町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

[災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項]

(組織)

第2条 法第23条の2第2項に規定する災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、同条第3項に規定する災害対策本部員(以下「本部員」という。)及び所属の職員を指揮監督する。

2 法第23条の2第3項に規定する災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長をおき本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-5 高知県内市町村災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、高知県内の市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年5月27日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定は、廃止する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書34通を作成し、各市町村は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年1月25日

記名押印 [略]

## 1-6 高知県内市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第6条により市町村は、相互応援のための連絡責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡調整に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(経費等の負担)

第3条 協定第2条第1号から第5号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市町村（以下「応援要請団体」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市町村（以下「応援団体」という。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる施設の購入費及び輸送費
- (4) 協定第2条第5号に掲げる児童、生徒等の一時受入に必要な経費

2 協定第2条第6号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援団体の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請団体の負担とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援団体の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請団体が、応援要請団体への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援団体の負担とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

3 応援要請団体が前2項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請団体から要請があった場合は、応援団体は、一時繰替支弁するものとする。

4 経費等の負担において前3項の規定により難しいときは、応援要請団体と応援団体との間で協議して定める。

5 応援職員は、応援団体名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

6 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

7 応援要請団体は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与するものとする。

(経費の請求)

第4条 前条に定める経費の請求は、応援団体の首長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請団体の首長に宛てて行うものとする。

(役員)

第5条 協定の運用に係る庶務は、幹事において処理する。幹事は、県内11市の内から選出する。

2 幹事を補完するため、副幹事をおく。副幹事は、県内町村の内から2町村を選出する。

3 協定の運用に係る連絡等のため、県内の広域市町村圏毎に、ブロック長を選任する。

(役員の任期)

第6条 幹事、副幹事及びブロック長の任期は1年間とする。

(幹事の用務)

第7条 幹事は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第6条に定める連絡責任者等の市町村への周知

(2) 協定第7条の定めによる市町村が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調整

(3) 応援要請団体若しくは応援団体と他の市町村との情報連絡又は情報の周知

(4) その他被災市町村から要請のあった用務

2 応援団体は、その応援内容及び応援により収集した応援要請団体の被災状況等の情報を幹事へ連絡するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村は、協定による応援が円滑に行われるよう必要な資料を相互に交換するものとする。

(適用)

第9条 この細則は、高知県内市町村災害時相互応援協定書締結の日から適用する。

2 平成16年5月19日付けで締結した高知県内市町村災害時相互応援協定書の実施細則は、廃止する。

## 1-7 高知県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県内の市町村並びに消防の事務を共同処理する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、高知県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定める。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、高知県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を発揮することができ、かつ、その必要性が認められるものをいう。

(支援要請)

第4条 災害が発生した市町村（以下「発災市町村等」という。）の長が、高知県知事（以下「知事」という。）に対して行う支援要請（以下「支援要請」という。）は、次の各号のいずれかに該当する活動で、航空機の支援を必要と判断した場合に行う。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 災害応急対策活動

2 支援要請は、高知県危機管理部消防政策課消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に電話等により次に掲げる事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに被害の概要
- (3) 災害の発生現場の気象状況
- (4) 災害の発生現場の指揮官の職名及び氏名並びに発生現場への連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材の品目、数量等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(航空隊の派遣等)

第5条 知事は、前条の支援要請を受けたときは、災害の発生現場の気象条件等必要な事項を確認のうえ、航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、支援要請に応ずることができない場合は、その旨を直ちに発災市町村等の長に通報するものとする。



(支援の特例)

第6条 知事は、支援要請がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、航空隊を派遣して支援することができる。

(1) 発災後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して、緊急に派遣の必要があると認められた場合

(2) 通信網の途絶等で発災市町村との連絡がとれない場合

(航空隊が支援のために出動した場合の連携)

第7条 航空隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく支援に要する経費は、高知県（以下「県」という。）が負担する。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定める。

(高知県消防・防災応援協定の廃止)

第10条 平成9年2月1日に締結した高知県消防・防災ヘリコプター応援協定は、平成20年7月30日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書42通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月30日

記名押印 [略]

## 2 通信に関する資料

### 2-1 本山町防災行政無線（同報系・移動系）

#### 1 送信周波数（役場固定局）

407.3375MHz 送信電力 0.01W

#### 2 送信周波数（基地局＝固定局向け）

60.0800MHz 送信電力 0.001W

#### 3 送信周波数（基地局＝移動局向け）

466.0000MHz 送信電力 10W

#### 4 本山町防災行政無線（同報系）設置内訳

種 別	設 置 場 所
戸別受信機	個人宅、公共施設、事業所
屋外受信拡声子局	本山町大字本山504番地1
	本山町大字本山378番地1
	本山町大字大石1303-1
	本山町大字吉延2099
	本山町大字古田432-2
	本山町大字上関402
	本山町大字下津野106-2
	本山町大字寺家37-2

#### 5 遠隔制御器

装 置 名	呼出チャンネル	設置場所	備 考
基地局装置		無線室	
子 機	1	総務課	
	2	まちづくり推進課	
	3	住民生活課	

## 6 移動系（車載・携帯型）

呼出名称	型式	送信電力	配置個所
防災本山1	車載型	10W	住民生活課
防災本山2	〃	〃	建設課 国土調査班
防災本山3	〃	〃	まちづくり推進課
防災本山4	〃	〃	建設課 水道班
防災本山5	〃	〃	まちづくり推進課
防災本山6	〃	〃	建設課 建設班
防災本山7	〃	〃	総務課
防災本山8	〃	〃	健康福祉課
防災本山9	〃	〃	総務課
防災本山10	〃	〃	住民生活課
防災本山101	携帯型	5W	本山町役場
防災本山102	〃	〃	〃
防災本山103	〃	〃	〃
防災本山104	〃	〃	〃
防災本山105	〃	〃	〃

## 2-2 本山町地域情報通信基盤施設 (IP告知放送システム)

### 1 設置内訳

種 別	設 置 場 所
IP告知端末	個人宅、公共施設、町内事業所
屋外受信拡声子局	本山町大字本山504番地1
	本山町大字本山378番地1
	本山町大字大石1303-1
	本山町大字吉延2099
	本山町大字古田432-2
	本山町大字上関402
	本山町大字下津野106-2
	本山町大字寺家37-2
	本山町大字北山甲268-1 (上奈路複合集会所)
	本山町大字吉野161 (吉野小学校)

### 2 遠隔制御器

装 置 名	設置場所	備 考
放送制御端末	無線室、電算室	

## 3 消防に関する資料

### 3-1 消防団の団員数及び保有車両

	消 防 団 員 数	消 防 車 両 数	
		消防ポンプ自動車	積 載 車
団 本 部	3 (6)		
中 央 分 団	48	2	4
東 部 分 団	50		3
南 部 分 団	40		3
寺 家 分 団	22		1
吉 野 分 団	27	1	
北 部 分 団	30		2
計	220	3	13

### 3-2 消防団分団担当区域

分 団 名	担 当 区 域
中 央 分 団	本山一区、二区、三区、四区、五区、北山東、北山西、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
東 部 分 団	上関、下関、古田、木能津、助藤、山崎、三寄（下津野の一部、井ノ窪の一部）
南 部 分 団	大石、吉延、三寄（高角）
寺 家 分 団	寺家
吉 野 分 団	吉野
北 部 分 団	立野、坂本、屋所、沢ヶ内、瓜生野、七戸

## 3-3 火災時の出動分団区分

火災地域区分	出動分団名
市街地（一区・二区・三区・四区・五区）	中央・東部・南部・寺家・吉野・北部
大石・吉延・三寄（高角・下津野・井窪）	中央・東部・南部
古田・木能津・助藤・山崎・下関・上関・北山東・北山西	中央・東部・南部
寺家・吉野	中央・寺家・吉野・北部
汗見川地区（立野・坂本・屋所・沢ヶ内・瓜生野・七戸）	中央・寺家・吉野・北部

## 〈火災通報〉

- ◎ 火災通報を受けたときは、現場の状況を確認して、出動サイレンを吹鳴し、直ちに中央分団・地元分団・隣接分団に対し、団長名で出動を要請すること。
- ◎ 各分団とも無線連絡を密にして、火災状況を把握し行動すること。
- ◎ 山林火災は、中央分団・地元分団が出動し、状況確認後、対応する。

## 3-4 消防団保有無線

分団	場 所	無線番号	W	分団	場 所	無線番号	W
団本部	役 場	101	10	東部分団	上 関	109	5
	〃	102	5		木能津	110	5
中央分団	本 山	103	5		南部分団	古 田	111
	〃	104	5	大 石		112	5
	〃	105	5	吉 延		113	5
	〃	106	5	高 角		114	5
	五 班	107	5	寺家分団	寺 家	115	5
	北山東	108	5				
吉野分団	吉 野	116	5	北部分団	沢ヶ内	117	5
					瓜生野	118	5

10W 1台

5W 17台

## 4 避難に関する資料

### 4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	施設名	所在地	指定緊急避難場所		指定避難所	備考
			地震	土砂災害		
1	本山小学校 体育館	本山458番地	○	○	○	
2	本山小学校グラウンド	本山458番地	○	○	—	
3	本山町プラチナセンター	本山569番地1	○	○	○	
4	一区コミュニティセンター	本山143番地4	○	—	—	
5	二区コミュニティセンター	本山303番地イ	○	—	—	
6	三区コミュニティセンター	本山453番地1	○	○	○	
7	四区コミュニティセンター	本山837番地1	○	○	○	
8	嶺北高等学校 体育館	本山727番地	○	○	○	
9	嶺北高等学校グラウンド	本山727番地	○	○	—	
10	本山町社会福祉会館	本山1041番地	○	○	○	
11	南部複合集会所（大石）	大石355番地	○	—	—	要耐震化
12	吉延集会所	吉延796番地	○	—	—	
13	三寄集会所	井窪30番地1	○	—	—	
14	古田集会所	木能津704番地	○	—	—	
15	下関公民館	下関203番地1	—	○	—	
16	上関集会所	下関1366番地1	○	○	○	
17	東部コミュニティセンター	高角437番地1	○	—	—	
18	シェアオフィス「もとやま」 駐車場	高角437-8	○	—	—	
19	北山西集会所	北山丙439番地	○	○	○	
20	本山町帰全の森体育館	本山2133番地	—	○	—	
21	本山町帰全の森グラウンド	本山2133番地	○	○	—	
22	上奈路複合集会所	北山甲268番地1	○	○	○	



23	寺家公民館	寺家517番地1	○	—	—	要耐震化
24	吉野公民館	吉野410番地	○	—	—	
25	吉野小学校 体育館	吉野161番地	○	○	○	
26	吉野小学校グラウンド	吉野186	○	○	—	
27	汗見川ふれあいの郷 集会所、清流館	沢ヶ内626番地	○	○	○	
28	屋所集会所	屋所147番地	○	○	○	
29	瓜生野公民館	瓜生野544番地1	—	○	—	

\*地震：耐震性がある○、ない—

\*土砂災害：土砂災害が起こる恐れのある区域にある—、ない○

\*指定避難所：使用する○、しない—

\*状況により開設する避難所を限定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 4-2 福祉避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町保健福祉センター	本山町本山600番地	0887-70-1060
知的障害者授産施設 「本山育成会しゃくなげ荘」	本山町北山甲303番地1	0887-76-2811

## 5 輸送・交通に関する資料

### 5-1 町内の重要道路

道路の種類	路 線 名		道路管理者連絡先
国・県道	国道439号線 県道262号磯谷本山線 県道263号田井大瀬線 県道264号坂瀬吉野線 県道267号上穴内本山線		中央東土木事務所本山事務所
町 道	本山中央線 トビイワ線1号 大石中央線 吉延線 高角古田連絡線 古田線 権代線 上関線 北山東線 木能津上関線（東大橋） 峰ヶ平線	北山線 土佐本山橋 寺家中央線 吉野線 坂本立野連絡線 立野屋所線 屋所線 瓜生野西谷線 七戸線	本山町建設課

### 5-2 災害対策用ヘリコプター発着場及び物資輸送拠点

名 称	所在地	施設管理者	連 絡 先	広さ(m)
本山小学校グラウンド	本山458	本山小学校 校長	0887-70-1022	80×40
本山町帰全の森グラウンド	本山2133	本山町教育長	0887-76-3913	90×50
嶺北高校グラウンド	本山727	嶺北高校 校長	0887-76-2074	100×70
吉野運動公園	吉野152-3	本山町中央公民館長	0887-76-2084	100×70
松島造成地	木能津3140	本山町総務課長	0887-76-2223	50×50
「あせみかわ」ヘリポート	屋所159-2他	本山町総務課長	0887-76-2223	20×20
「もとやま」ヘリポート	下津野229-2の一部	本山町総務課長	0887-76-2223	30×30

## 5-3 異常気象時主要交通規制箇所

(県管理/一般県道)

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準値 (mm)		気象等観測所	危険内容	迂回路
	自 郡市 町村字 至 郡市 町村字	延長 (km)		通行注意	通行止			
				時間雨量	時間雨量			
				連続雨量	連続雨量			
坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂瀬 長岡郡本山町坂本	19.0	587	なし	50 200	中央東土木事務所 所本山事務所 (河)	落石 崩土	なし
上穴内本山線	長岡郡本山町赤荒峠 長岡郡本山町吉延	6.5	511	なし	50 250	中央東土木事務所 所本山事務所 (河)	落石 崩土	なし

## 6 医療救護に関する資料

### 6-1 本山町災害時医療救護計画

#### 第1 総則

##### 1 計画策定の目的

この計画は、予想される東南海・南海地震等（以下「地震等」という。）の災害から町民の生命と健康を守るため、高知県災害時医療救護計画に基づき、本山町地域防災計画における医療救護体制と活動内容を明らかにすることを目的として策定する。

また、本山町（以下「町」という。）に係る風水害や大規模事故などの各種災害に対しても、医療救護活動の内容、体制は基本的に同様であり、本計画を準用する。

##### 2 関係機関との連携

町は高知県（以下「県」という。）や地元の医師会・協定締結団体・その他関係機関との連携に努める。

##### 3 医療救護活動の期間、計画の不断の見直し

この計画は、災害急性期とその後の被災地域における医療の提供が通常の医療提供体制に引き継がれるまでに期間において実施する応急的な医療救護活動とし、災害の被害想定等の見直しや災害時の情報通信や緊急輸送体制等の整備状況に応じ、高知県災害時医療救護計画、本山町地域防災計画や関係計画の見直しがあった場合は、随時修正を行うこととする。

また、医療救護に関する実動訓練や机上訓練を継続的に実施し、計画の実効性を追求するよう努める。

#### 第2 計画策定の基本的な考え方

地震等発生時には大量の負傷者等が発生し、医療機関自体の被災やライフラインの被災の影響により、提供できる医療にも一定の制約が発生することが想定され、地域の医療施設や医療従事者、さらには住民も参画した総力戦による医療救護活動を行うこととなり、体制づくり、人材の育成が必要となる。

1 町は医療救護所、救護病院等を医療救護施設として指定し、それぞれの施設が医療救護活動の機能を分担し、その機能を十分発揮できるように努める。

2 計画は、現行の救急医療体制を活用することとし、地域の医師会、病院等の協力を得て作成する。

3 計画の策定にあたっては、医師会等医療関係団体及び地域の自主防災組織並びに県の関係計画との連携に努める。

4 医療救護活動は、本山町災害対策本部長（以下「町災害対策本部長」という。）の指示により開始する。この場合、町災害対策本部長と連絡をとることができない医療救護活動の要員の行動については、あらかじめ定めておくこととする。

- 5 医療救護施設における医療救護活動は、原則として各医療救護施設の管理者の指示により行い、特別の指示及び医療救護活動の終了は、町災害対策本部部長の指示により行うこととする。また、町災対本部長は、開設した医療救護施設との間の情報共有に努めることとする。
- 6 医療救護施設において、緊急に歯科治療が必要な医療救護対象者が生じたときは、町災害対策本部にその措置を要請することとする。
- 7 迅速に医療救護体制を確立するため、管内医療機関における診療の可否についての情報を早急に把握するための方策を講ずることとする。
- 8 医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるよう、高知東警察署本山警察庁舎長と協議して、あらかじめ遺体の安置場所を定めておく等事前の措置を講ずることとする。
- 9 医療救護計画は、発災後の時間経過による医療救護対象者数の変化に対する弾力的対応についても考慮して策定する。
- 10 医療救護対象者は、次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護により対応できる程度の者は除く。
  - (1) 直接災害による負傷者
    - ア 重症患者  
生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者。
    - イ 中等症患者  
多少、治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者。
    - ウ 軽症患者  
上記以外の者で、医師の治療を必要とする者。
  - (2) 日常的に医療を必要とする患者等への対応  
日常的に医療を必要とする人工透析患者、特定疾患患者、小児慢性特定疾患児等と平常時にも発生する救急患者、妊産婦等についても医療救護計画の医療救護対象者に準じて対応するものとする。

### 第3 医療救護活動

- 1 地震等大規模災害が発生した場合は、この計画に基づき、高知県災害医療対策支部（以下「県医療支部」という。設置場所、高知県中央東福祉保健所内）と連携して次の準備を進めるとともに、可能な通信手段を利用して行政等関係機関との連絡及び情報共有に努める。
  - (1) 医療救護所の設置及び運営に必要な職員の派遣
  - (2) 医療救護所で使用する医薬品、資機材の手配及び搬送
  - (3) 傷病者の搬送手段等に関する関係機関への支援要請
  - (4) 町災害対策本部長は医療救護施設からの医薬品等の物資及び医療従事者等の要請に応ずる。  
本山町災害対策本部で調達できない場合は県医療支部へ支援を要請する。
- 2 救護体制の状況報告
  - (1) 町災害対策本部長は、医療救護所を設置した場合、救護体制の状況を県医療支部に報告する。

- (2) 医療救護施設として指定していない医療機関等についても、被害の状況に応じて医療救護活動への参加を要請できるよう、事前に地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協議を行う。
- (3) 必要に応じて、地元医師などを医療救護活動のアドバイザーとして委嘱するなど町内の医療救護が円滑に実行されるよう体制を整える。
- (4) 町災害対策本部部長は避難所での医療及び保健ニーズの把握をできるだけ早く行い、取りまとめた医療ニーズについて、医師会等への医療救護活動を依頼するとともに、県医療支部に必要な支援を要請する。また、自然発生的にできた避難所についても必要に応じ職員を派遣して調査する。

### 3 避難所等での医療救護活動

- (1) 医療救護所が避難所となっている施設にあるときは、必要に応じて、災害急性期を過ぎても臨時の診療施設として運営を行う。
- (2) 調査した医療ニーズを取りまとめ、県医療支部に必要な支援を要請する。
- (3) 医療救護チームによる迅速な医療救護活動が行われるよう、避難所の医療ニーズに関しては「避難所アセスメントシート」を使って発熱や咳、嘔吐、下痢などの症状の有無、小児科、精神科、産婦人科、歯科などの医療ニーズの概数を優先して調査する。
- (4) 町での避難所の状況把握が困難な場合は県医療支部に調査の実施を依頼する。
- (5) 障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所において、医療救護の支援が必要となるときは、県医療支部に医療救護チームの派遣を要請する。

## 第4 医療救護計画の内容

### 1 医療救護施設

町は、地震等大規模災害が発生した場合は、医療救護所及び救護病院を次のとおり設置する。

#### (1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等の後方支援病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急措置を行う（収容は行わない）。この他、必要に応じて軽症患者に対する処置を行うが、その後は帰宅又は避難所へ移動させる。

##### ア 担当業務

- i) 重症患者、中等症患者、軽症患者等の振り分け（以下「トリアージ」という）
- ii) 中等症患者及び重症患者の応急措置並びに軽症患者に対する処置
- iii) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- iv) 医療救護活動の記録
- v) 遺体搬送の手記
- vi) その他必要事項

##### イ 設置場所

名称 所在地 本山町立国保嶺北中央病院 本山町本山620番地

##### ウ 運営担当者

- i) 医療救護所の運営は、土佐長岡郡医師会等で構成する医療チームと町災害対策本部で構成する医療救護班が当たるものとする。
- ii) 医療救護所の管理者は医師とし、町災害対策本部長の指示により活動するものとする。  
また、速やかに「こうち医療ネット」へ必要事項を入力する。被災等により入力ができない場合には県医療支部に入力の代行を要請する。
- iii) 医療救護所の医療体制は、医師1人・看護師3人・薬剤師1人・補助者3人で構成される救護チームを単位とし、交代制を考慮して予備救護チームを編成することとする。

#### エ 運営体制

- i) 町は、地震が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう設備の備蓄に努めるとともに、常に設備の点検を行い、またその設置も迅速に行うこととする。
- ii) 医療救護所を担当する医療チーム及び立上げ要員は、地震発生後、町災害対策本部長の指示のもと速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始することとする。
- iii) 医療救護所における医療救護活動は、原則として2交替制による24時間体制の確保に努めるものとする。
- iv) 医療救護所の管理者は、被災等によりその機能に支障を生じたと認める場合は、町災害対策本部に必要な措置を要請する。
- v) 医療チーム等の給食・給水等については、町災害対策本部が避難所に係る措置と併せて行う。

#### オ 施設設備

- i) 医療救護所は、耐震性が確保されている建物及び駐車場、運動場に設置するテント等とする。
- ii) 医療救護所用医療機材、テント等の設備は、おおむね次のとおりとする。
  - ①テント、簡易ベッド
  - ②医療機材、医薬品等  
JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
  - ③担架、発電機、投光器、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文房具等消耗品

#### カ その他

医療救護所の施設の管理者及び医師等は、DMAT現場活動指揮所が設置された場合、また高知県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

### (2) 救護病院

救護病院は、重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。中等症患者については、重症患者の収容スペースを確保するため、可能な限り他の収容可能施設への転院等に努めることとする。

医療救護所からの搬送者（中等症以上）のほか、町内から自力で来院する傷病者をトリアージのうえ、それぞれ手当や応急処置を行い、必要な患者を収容する。重症者については、災害拠点病院へ搬送するが、傷病者の状況によっては広域医療搬送拠点への搬送要請を県医療支部

に行う。

ア 設置及び組織

- i) 町は、既存病院で地震発生時に医療救護活動が実施可能な病院として、本山町立国保嶺北中央病院（本山町本山620番地）を救護病院として指定する。
- ii) 救護病院の組織は、原則として当該病院の組織をもって充てる。
- iii) 町は、救護病院のスタッフについて、当該病院管理者とあらかじめ協議して把握することとする。

イ 担当業務

- i) トリアージ
- ii) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- iii) 災害支援病院、広域災害支援病院への患者搬送の手配
- iv) 医療救護活動の記録
- v) 遺体搬送の手配
- vi) その他必要な事項

ウ 運営

- i) 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者等職員の集合法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法、地震発生時における医療救護活動に関する計画を作成する。
- ii) 救護病院の管理者は、地震発生後直ちに院内状況を調査し、施設設備の被害状況、支援情報、要請情報等を町災害対策本部に報告する。
- iii) 救護病院の管理者は、被災により病院の機能に支障が生じたと認める場合には、直ちに町災害対策本部長にその状況を報告し必要な措置を要請するものとする。
- iv) 医療救護活動は、町災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況から判断して、医療救護活動を開始することができる。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を町災害対策本部長に報告することとする。
- v) 救護病院は、災害医療救護活動を優先し、24時間の診療体制とする。

エ 施設設備

- i) 救護病院での施設設備は、町が指定した当該病院の施設設備をもってこれに充てる。当該病院は病院の設備等を医療救護に使用し、不足する医薬品や衛生材料等は町災害対策本部に調達を要請する。調達が困難な場合は県医療支部に対して支援の要請を行う。

(3) 医療救護活動への協力

救護病院の管理者及び医療チームはDMAT現場活動指揮所が設置された場合、また県内外からの医療救護チームを受け入れた場合にはその活動に協力することとする。

(4) 後方支援病院（県指定）

災害拠点病院 JA高知病院

(5) 広域災害拠点病院

高知医療センター、高知赤十字病院、高知大学附属病院

(6) 一般の医療機関



- ア 町内全域で相当数の傷病者が発生すると見込まれる災害の場合は、すべての医療機関は可能な限り医療救護の体制をとり、傷病者の受け入れに協力する。
  - イ 傷病の程度により自院で対応できない場合は、応急処置した後に、消防機関等に対し搬送の要請を行う。
- (7) 医療用の資機材については自院のものだけでは不足する場合は、町災害対策本部に補給を要請する。

## 第5 搬送体制（別添 医療救護対象者の搬送体制フローチャート参照）

### (1) 搬送区分

- ア 負傷者を被災場所から町内の医療救護施設へ搬送する場合は、原則として消防団及び自主防災組織等に対応するものとし、町は平常時から消防団及び自主防災組織に対し、車両等の利用が可能な場合と不可能な場合とを想定し、搬送計画を策定するよう指導に努めるものとする。
- イ 町内の重症患者及び中等症患者を他の市町村の救護病院又は災害支援病院、広域災害支援病院へ搬送する場合は嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- ウ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、町内の医療救護施設から最寄りのヘリポートまで搬送する場合は、嶺北消防署及び町災害対策本部員が対応するものとする。
- エ 医療救護施設の遺体を遺体安置所に搬送する場合は、町災害対策本部員が対応するものとする。

### (2) 搬送の方法

- ア 車両等の利用が可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
  - i) 嶺北消防署保有救急車
  - ii) 町が指定した緊急車両
  - iii) 地域における利用可能な車両
- イ 車両等の利用が不可能な場合は、次の方法で搬送するものとする。
  - i) 担架等により人力で搬送

### (3) 搬送の実施

地震発生時に患者搬送を円滑に行うため、町長は必要な車両、搬送要員、機材及びヘリポート等の確保に努め、実施に当たっては、自主防災組織又は消防署が行う救急業務を含め、弾力的に対応する。

### (4) 遺体の取り扱い

- ア 遺体は各医療救護施設内の適当な場所に仮安置する。
- イ 医療救護施設の管理者は遺体の存在を高知東警察署本山警察庁舎長に連絡するとともに、町災害対策本部長にその収容を要請し、町災害対策本部長が関係機関・団体等の協力を得て、町の定める遺体安置所まで搬送を行う。
- ウ 医療救護施設は搬送前に遺体のトリアージタグの記載内容を記録簿等に転記し、保存する。

- エ 当該施設から搬送した遺体のリストを作成し、施設に掲示する。遺体に関する情報は随時町災害対策本部長に報告する。
- オ 遺体の検案等は、原則として、町が指定する遺体安置所において高知東警察署本山警察庁舎長の指示により実施する。

#### 第6 在宅要医療者（災害時要配慮者）

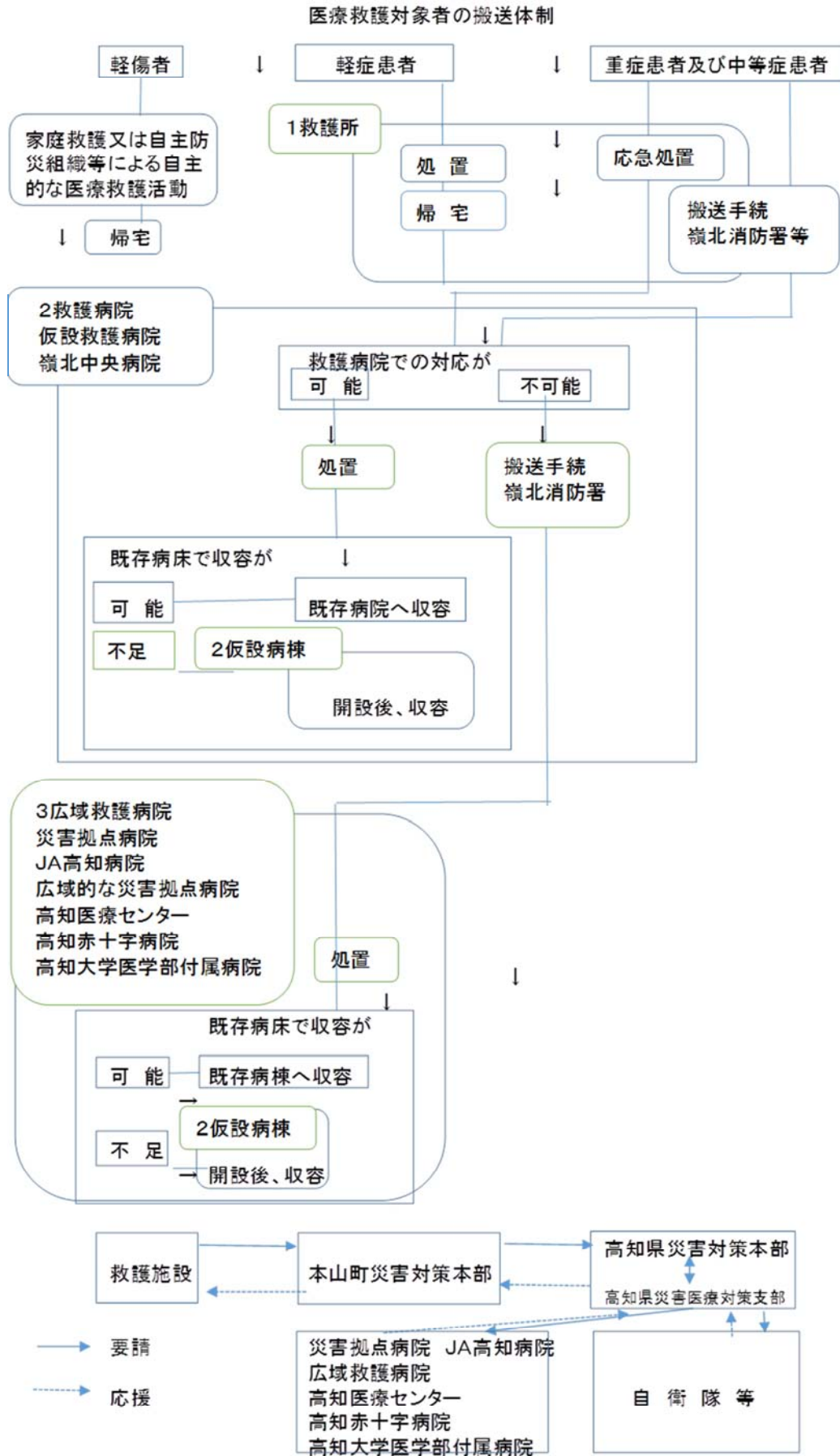
- 1 生命を維持するために薬剤や医療措置を常に必要とする在宅患者については、発災後、本部は安否確認を行い、健康状態などの相談支援を行う。また、状態に応じて福祉避難所に避難させる。
- (1) 人工呼吸器使用
- (2) 在宅酸素療養
- (3) 人工透析
- (4) 特殊な薬剤使用であって中断によって生命の危険のある患者（成分栄養剤使用中の炎症性腸疾患患者、利尿剤使用中の拡張性心筋症患者、副腎皮質ステロイド薬を内服している患者、血友病患者、抗パーキンソン薬使用中のパーキンソン患者、インスリン投与中の糖尿病患者など）
- 2 また、継続的な医療が必要な在宅要医療者の医療機関への受け入れについては、町内医療機関又は県医療支部に依頼する。

#### 第7 局地災害の対応

- 1 局地災害であっても、被災地域または近隣地域の医療機関の医療提供機能が失われていないことなどから、被害の規模と状況に応じて必要な体制を取ることとする。
- (1) 台風や集中豪雨等による土砂災害
- (2) 大規模事故（航空機や鉄道事故）
- (3) CBRN災害（化学・生物・放射能・核・爆発物などによって発生する災害）など

#### 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450



## 6-2 医療機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町立国民健康保険嶺北中央病院	本山町本山620番地	0887-76-2450
本山町立汗見川へき地診療所	本山町沢ヶ内524番地1	0887-82-0551

## 7 災害救助に関する資料

### 7-1 災害救助法による救助の基準

(平成12年3月31日厚生省告示第144号より  
最終改正 平成17年4月1日厚生労働省告示第203号)

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり 32,000円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,625,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 2,625,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)

飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>19,600</td> <td>18,500</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,700</td> <td>12,600</td> <td>17,900</td> <td>21,200</td> <td>26,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	19,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																						
全壊全焼 流失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																						
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																						
半壊半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	19,600	18,500	2,600																																						
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																						
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害の発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																									
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																									
災害にかかった者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として																																									

	態にある者			取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。)及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会の届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,200円 中学校生徒 1人当たり4,500円 高等学校等生徒 1人当たり4,900円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一次保管にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、 玄関等に障害物が 運びこまれている ため生活に支障を きたしている場合 で自力で除去する ことのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日か ら10日以内	
輸送費及び賃 金職員等雇上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における 通常の実費	救助の実施が認 められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行 令第10条第1号か ら第4号までに規 定する者	医師、歯科医師 薬剤師 保健師、助産師、看 護師 土木技術、建築技術 者 大工、左官、とび職 上記職種の1人1 日当たりの日当は、 県の常勤職員で当該 業務に従事した者に 相当するものの給与 を考慮して定める。	救助の実施が認 められる期間以内	時間外勤務手当及 び旅費は別途に定め る額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。



## 7-2 要配慮者関連施設

### 1 保育所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山保育所	本山町本山558番地1	0887-76-3003

### 2 社会福祉施設等（保育所を除く）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
本山町社会福祉会館・デイサービスセンター「さくら荘」	本山町本山1041番地	0887-76-2320
本山町保健福祉センター	本山町本山600番地	0887-70-1060
特別養護老人ホーム「嶺北荘」	本山町本山636番地	0887-76-2261
知的障害者授産施設「本山育成会しやくなげ荘」	本山町北山甲303番地1	0887-76-2811

## 7-3 建設業協会加盟業者等の保有資機材及び車両

(平成27年12月1日現在)

業者名	電話番号	車両、機械所有数				
		ダンプ		ブルドーザー	バックホー	クレーン
		大型	小型			
大石土建(株)	0887-76-3380		4	1 (タイヤショベル)	3 (内クレーン付1)	1
(株)長重建設	0887-76-2343		4	1 (タイヤショベル)	4 (内クレーン付2)	1
(有)藤川工務店	0887-76-2016		1		1	
(有)本山建設	0887-76-2054		3		3	1

## 7-4 し尿及び廃棄物の収集・処理関係業者

区分	名称	所在地	電話番号	FAX番号
し尿処理	嶺北衛生センター	本山町木能津2935	0887-76-2348	0887-76-3705
し尿汲み取り	本山衛生(有)	本山町上関甲534	0887-76-3522	0887-76-3522
	嶺北衛生(有)	土佐町田井1579-3	0887-82-0277	0887-82-0277
廃棄物処理・収集	嶺北広域事務組合 清掃センター	本山町木能津1961	0887-76-3532	0887-76-2181

## 7-5 遺体の処理及び埋火葬関係施設及び業者

	名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
火 葬 場	嶺北斎苑	土佐町境560	0887-82-2425	
葬 儀 社	嶺北葬儀社(有)	本山町本山796-1	0887-76-3465	0887-76-3494
	寺家葬祭(有)	本山町寺家231-1	0887-82-0878	0887-82-0789

## 8 危険物施設等に関する資料

### 8-1 危険物施設

事業所名	施設区分	倍数	設置者名	電話番号	設置場所
本山生コン	給油取扱所	9.6	本山生コン(株)	76-2049	本山町助籾970
永野商店	給油取扱所 移動タンク	67.45 1.3	永野栄一	76-4015	本山町下関1426
嶺北衛生センター	地下タンク	5	嶺北広域行政事務 組合管理者	76-2348	本山町木能津2935
本山町プラチナ センター	地下タンク	1.9	本山町長	76-2084	本山町本山字掘ノ尻569-1
小川石油	給油取扱所 移動タンク	78.6 10	小川羊一	76-2241	本山町本山629 本山町本山374-1
嶺西学校給食センター	地下タンク	2	嶺北広域行政事務 組合管理者	76-2276	本山町本山芝屋敷840-1
電源開発(株)四国支社 早明浦電力所	一般取扱所	2.5	電源開発株式会社西日 本支店高知電力所長	82-0289	本山町大字吉野字ツバキ ノ611
嶺北清掃センター	地下タンク	5	嶺北広域行政事務 組合管理者	76-3532	本山町木能津3681
嶺北中央病院	地下タンク	20	本山町長	76-2450	本山町本山620
J A土佐れいほく さくら給油所	給油取扱所	240	土佐れいほく農業協同 組合代表理事組合長	76-2313	本山町本山838-1. 2、842-1
株式会社コメリ	一般取扱所	29.5	株式会社コメリ	76-1056	本山町本山字新堂867-1
吉野川砂防出張所	地下タンク	1.9	国土交通省四国地方整 備局四国山地砂防事務 所長	76-3901	本山町本山1010-2

### 8-2 LPガス製造許可事業所

事業所名	所在地	貯槽 (t×基)
(有)嶺北ガス	本山町本山9-2	20×1

## 9 災害危険箇所に関する資料

### 9-1 地すべり防止区域

#### 1 国土交通省所管

整理番号	指定番号	区域名	所在地	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	区域内の保全対象							備考
							保全人家		公共施設・建物					
							人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市町村道 (m)	農道 (m)	林道 (m)	
41	30	吉延	吉延	S 36. 4. 8	995	75.20	38	204			4,600			
39	31	大石	大石	S 36. 4. 8	995	60.00	30	144			4,500			
	44	大石 (追加)	大石	S 42. 3. 31	1167	54.32								31へ追加
36	47	権代	木能津	S 47. 2. 28	283	78.90	20	96			1,500			
40	49	高角	高角	S 48. 3. 19	560	55.00	21	100			4,100			
42	82	本山一 区	本山・ 大石	S 53. 4. 21	878	6.69	3	28			350			
37	89	渡津	渡津・ 北山	S 58. 3. 31	916	16.10	11	44		400				
	95	権代 (追加)	木能津	H 5. 3. 25	963	7.13								47へ追加

#### 2 林野庁所管

整理番号	区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日	告示番号	備考
10	細野	長岡郡本山町細野	5.27	S 40. 8. 7	865	概成
45	峰ヶ平	長岡郡本山町下津野	35.00	H 3. 5. 8	544	

#### 3 農村振興局所管

整理番号	区域名	指定年月日	告示番号	所在地			関係戸数	指定面積 (ha)
				郡・市	町・村	字		
16	本山古田	S 49. 2. 20	96	長岡郡	本山町	古田	54	132.50

### 9-2 地すべり危険箇所（国土交通省所管）

整理番号	区域名	所在地	危険箇所面積 (ha)	区域内の保全対象						備考
				保全人家		公共施設・建物				
				人家 (戸)	対象 人員 (人)	国道 (m)	県道 (m)	市町村道 (m)	農道 (m)	
33	助藤	助藤	38.7	10	72	430		400		
34	合茶	合茶	52.4	7	44			300		
35	新頃	新頃	105.0	9	36			650		
36	権代	木能津	132.5	20	96			1,500		
37	渡津	渡津	14.3	11	44		400			
38	大瀬	大瀬	18.4	12	164		600	300		1
39	大石	大石	279.5		144			4,500		
40	高角	高角	86.8	21	100			4,100		
41	吉延	吉延	186.8	38	204			4,600		
42	本山一区	本山・大石	18.7	3	28			350		
43	上街	上街	66.2	165	816		800	1,000		
44	寺家	寺家	63.6	162	772		1,600			
172	大田組	大田組・梶屋瀬	32.5	14	56			750		

### 9-3 地すべり危険地区（林野庁所管）

(民有林直轄以外)

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	沢ケ内	17		町道
2	本山町	北山	31		町道
3	本山町	イノクボ	11		国道
4	本山町	カズラハラ	6		

### 9-4 地すべり危険地区（農村振興局所管）

整理番号	市町村名	地域名	指定面積 (ha)	人家 (戸)	公共的 建物	農業施設		備考
						農道	水路	
70	本山町	古田	120			1,300m	300m	

### 9-5 急傾斜地崩壊危険区域（国土交通省所管）

整理番号	区域名	郡・市	町・村	字	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	保全人家 (戸)
709	下関	長岡郡	本山町	下関	H 5.12.10	570	4.77	19

## 9-6 急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）

## 斜面 I / 自然がけ

箇所 番号	箇所名	所在地		保全対象				
		大字	小字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
841	七戸	七戸		6	休養センター	1	その他の道路	120m
842	堂面	沢ヶ内	堂面	17	消防 学校 医療提供施設	3	県道 砂防堰堤	170m 1基
843	坂本(1)	坂本		6			県道	100m
844	坂本(2)	坂本		4	公民館	1	その他の道路	100m
845	大日	大日		12			県道	200m
846	下立野	吉野	下立野	7	学校	1	その他の道路	140m
847	本山2号	本山		10			その他の道路	200m
848	本山1号	本山		66	公民館 病院	2	その他の道路	200m
849	ツエダマリ	吉野	ツエダマリ	24	浄水場	1	その他の道路	250m
850	寺家	寺家		6			その他の道路	180m
851	東屋敷	寺家	東屋敷	16			その他の道路	180m
852	西谷	本山	西谷	8			国道	130m
853	東谷	本山	東谷	28	神社	1	その他の道路	80m
854	本山3号	本山		32	集会所	1		
855	下関1号	下関	西浦	7			その他の道路 河川	160m 150m
856	下関	下関		18			県道	400m
857	渡津	下津野	渡津	15			その他の道路 河川	250m 300m
858	松村	井窪		14			県道	100m
860	大石1号	大石	イグサ	10			その他の道路	200m
861	吉延2号	吉延	イバ	8			その他の道路	190m
862	吉延1号	吉延		10	公民館	1	その他の道路	200m
863	大石	大石		5			その他の道路	150m
866	大瀬	北西山	長岡	4			その他の道路	120m
4194	屋所3	屋所		2	公民館	1	その他の道路	70m
4195	山崎	山崎		3	公民館	1	県道 その他の道路	50m 110m



## 斜面Ⅱ／自然がけ

箇所 番号	箇所名	所在地		保全対象				
		大字	小字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
2620	七戸1	七戸		1			その他の道路	60m
2621	七戸2	七戸		1			その他の道路	60m
2622	七戸3	七戸		1			その他の道路	50m
2623	大田羅1	七戸	大田羅	1			その他の道路	50m
2624	大田羅2	七戸	大田羅	2			その他の道路	60m
2625	大田羅3	七戸	大田羅	1			その他の道路	40m
2626	屋所1	屋所		1			その他の道路	40m
2627	屋所2	屋所		2	簡易水道施設	1	その他の道路	60m
2629	屋所4	屋所		2			その他の道路	80m
2630	岩原谷	沢ヶ内	岩原谷	1			その他の道路	50m
2631	沢ヶ内	沢ヶ内		1			県道	50m
2632	早稲田1	沢ヶ内	早稲田	1			県道	50m
2633	早稲田2	沢ヶ内	早稲田	1			県道	60m
2634	立野1	立野		2			その他の道路	120m
2635	立野2	立野		2			その他の道路	60m
2636	坂本1	坂本		1			その他の道路	40m
2637	坂本2	坂本		1			その他の道路	50m
2638	立野3	立野		1			その他の道路	60m
2639	日浦1	北山乙	日浦	1				
2640	日浦2	北山乙	日浦	1			その他の道路	80m
2641	細野1	北山乙	細野	2			その他の道路	150m
2642	細野2	北山乙	細野	2			その他の道路	150m
2643	細野3	北山乙	細野	2			その他の道路	150m
2644	北山乙	北山乙		3			その他の道路	300m
2645	栗ノ木	北山甲	栗ノ木	3			その他の道路	100m
2646	北山甲2	北山甲		1			その他の道路	100m
2647	北山甲3	北山甲		1				
2648	北山甲4	北山甲		3			その他の道路	130m
2649	北山甲5	北山甲		1				
2650	長瀬	北山乙	長瀬	1			その他の道路	40m
2651	北山西1号	北山西		2			その他の道路	70m
2652	梶屋敷1	北山丙	梶屋敷	1			その他の道路	50m

2653	梶屋敷 2	北山丙	梶屋敷	1			その他の道路	40m
2654	北山丙 3	北山丙		1			その他の道路	50m
2655	梶屋敷 3	北山丙	梶屋敷	3			その他の道路	80m
2656	北山丙 5	北山丙		2			その他の道路	40m
2657	北山西 2 号	北山西		3			その他の道路	50m
2658	北山西 3 号	北山西		1			その他の道路	40m
2659	峰ヶ平 1	北山丙	峰ヶ平	1			その他の道路	50m
2660	峰ヶ平 2	北山西	峰ヶ平	3			その他の道路	60m
2661	峰ヶ平 3	北山西	峰ヶ平	1	簡易水道施設	1	その他の道路	50m
2662	峰ヶ平 4	北山西	峰ヶ平	1			その他の道路	50m
2663	峰ヶ平 5	北山西	峰ヶ平	1	簡易水道施設	1	その他の道路	50m
2664	猿ヶ滝 1	北山西	猿ヶ滝	2			その他の道路	60m
2665	猿ヶ滝 2	北山西	猿ヶ滝	1			その他の道路	40m
2666	猿ヶ滝 3	北山丙	猿ヶ滝	1			その他の道路	40m
2667	猿ヶ滝 4	北山丙	猿ヶ滝	2			その他の道路	50m
2668	寺家 1	寺家		1			その他の道路	40m
2669	寺家 2	寺家		1				
2670	寺家 3	寺家		1			その他の道路	40m
2671	寺家 4	寺家		1			その他の道路	50m
2672	北山西 5 号	北山西		1			その他の道路	40m
2673	北山丙 2	北山丙		2			その他の道路	50m
2674	北山丙 5	北山丙		2			その他の道路	60m
2675	北山西 6 号	北山西		2			その他の道路	80m
2676	北山西 4 号	北山西		4			その他の道路	120m
2677	蛇野 1	上関	蛇野	1				
2678	蛇野 2	上関	蛇野	1			その他の道路	70m
2679	新頃	下関	新頃	1			その他の道路	80m
2680	遅越 1	上関	遅越	1			その他の道路	70m
2681	遅越 2	上関	遅越	3			その他の道路	40m
2682	上関 1	上関		1				
2683	上関 2	上関		1			その他の道路 河川	90m 120m
2684	下関 1 号	下関		2			その他の道路	120m
2685	下関 1	下関		2				
2686	上関 3	上関		1				
2687	上関 4	上関		1			その他の道路	60m

2688	下関3号	下関		1			その他の道路	60m
2689	上関5	上関		1			その他の道路	60m
2690	下関2号	下関		3			県道 河川	150m 190m
2691	助藤1	助藤		1			その他の道路	60m
2693	北山甲6	北山甲		2			その他の道路 河川	140m 180m
2694	北山甲7	北山甲		2			その他の道路 河川	70m 100m
2695	北山甲8	北山甲		1				
2696	北山甲9	北山甲		1			その他の道路	70m
2697	北山甲1	北山甲		1			その他の道路	60m
2698	上関6	上関		3			その他の道路	150m
2699	上関7	上関		1				
2700	上関8	上関		1			その他の道路	80m
2701	上関9	上関		3			その他の道路	100m
2702	上関10	上関		1				
2703	上関11	上関		4			県道	100m
2704	木能津1	木能津		1			県道	100m
2705	木能津2	木能津		2			その他の道路	150m
2706	助藤2	助藤		2			県道	130m
2707	大石1	大石		1				
2708	大石2	大石		2			その他の道路	130m
2709	大石3	大石		1				
2710	大石4号	大石		1			その他の道路	70m
2711	大石7	大石		2			その他の道路	100m
2712	大石4号	大石	笹ヶ脚	2			その他の道路	150m
2713	新角1	高角		1			その他の道路	60m
2714	新角2	高角		1				
2715	吉延3号	吉延		4	神社	1	その他の道路	200m
2716	高角1	高角		3			その他の道路	120m
2717	高角2	高角		2			その他の道路	110m
2718	大石4	大石		1			その他の道路	70m
2719	大石5	大石		1			その他の道路	60m
2720	大石6	大石		1				
2721	木能津3	木能津		2			その他の道路	100m
2722	木能津4	木能津		2			その他の道路	60m

2723	古田 1	古田		1			その他の道路	70m
2724	古田 2	古田		1				
2725	古田 3	古田		2			その他の道路	130m
2726	木能津 5	木能津		1				
2727	古田 4	古田		1			その他の道路	80m
2728	古田 5	古田		2			その他の道路	80m
2729	古田 6	古田		1				
2730	大石 3 号	大石		2			その他の道路	200m
2731	瓜生野 1	瓜生野		1			その他の道路	40m
2732	冬ノ瀬 2 号	七戸		3			その他の道路	80m
2733	瓜生野 2	瓜生野		2			その他の道路	60m
2734	冬ノ瀬 1 号	七戸		3			その他の道路	70m
2735	与次屋敷	瓜生野	与次屋敷	1			その他の道路	40m
2736	西谷 1	瓜生野	西谷	1			その他の道路	70m
2737	瓜生野 3	瓜生野		1			その他の道路	70m
2738	西谷 2	瓜生野	西谷	2			その他の道路	80m
2739	瓜生野 4	瓜生野		3	水位観測装置	1	その他の道路	60m
2740	瓜生野 5	瓜生野		1			県道	60m
2741	瓜生野 6	瓜生野		1			その他の道路	60m
2742	嵯峨野 1	瓜生野	嵯峨野	3			その他の道路	80m
2743	嵯峨野 2	瓜生野	嵯峨野	1			その他の道路	70m
2744	瓜生野 7	瓜生野		4			県道	80m
2745	草原	瓜生野	草原	4			県道	40m
2746	七戸 4	七戸		1			その他の道路	50m
8487	大石 2 号	大石		4			その他の道路	120m
8488	木能津	木能津	松島	3			県道 その他の道路	100m 60m
8489	上関	上関	梶屋敷	3			その他の道路	150m
8490	高角	高角		4			その他の道路	200m

## 斜面Ⅲ／自然がけ

箇所 番号	箇所名	所在地		保全対象				
		大字	小字	人家 戸数	公共的建物		公共施設	
					種類	数	種類	数
30	寺家2	寺家						
31	坂本	坂本						
32	上関1	上関	サガノ					
33	上関2	北山甲						
34	木能津	木能津						
35	吉延	吉延						
36	大石	大石						
37	本山1	本山						
38	北山西	北山西	下谷					
39	梶屋敷	北山丙						
40	本山2	本山						
41	寺家1	寺家						

## 9-7 土石流危険溪流

## 溪流 I

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災 害 時 要 援 護 者 関 連 施 設	左記以外の公共施設等	耕地 面積 (ha)
341-10-1	吉野川	吉野川	山崎-1	山崎	10	4		公民館 国道100m 町道60m	
341-10-2	吉野川	吉野川	助籐-1	助籐				その他 国道50m	
341-10-3	吉野川	吉野川	田高須	田高須	12	5		須集会所 国道70m 町道220m	
341-19-4	吉野川	吉野川	権代	権代				集会施設 町道90m	
341-18-5	吉野川	吉野川	古田川	古田	2	1		消機格納庫 町道380m	
341-09-12	吉野川	吉野川	本山-2	本山	126	52	医療提供 施設	町役場 宿泊施設 2 公民館 指定避難場所 その他 町道720m	0.03
341-09-13	吉野川	吉野川	十二所谷川	本山	157	65	医療提供 施設 2	宿泊施設 その他 町道410m	0.03
341-09-15	吉野川	吉野川	天神前-3	天神前	10	4		警察署 国道120m	
341-09-16	吉野川	吉野川	天神前-1	天神前	85	35		国道170m 町道170m	
341-09-17	吉野川	吉野川	天神前-2	天神前	17	7		町道70m	
341-18-18	吉野川	吉野川	上街-2	上街	99	41		れいほく広域政策室 広域行政事務組合 消防本部消防署 林業活性化センター バス停 国道90m 町道710m	
341-18-19	吉野川	吉野川	上街-1	上街	167	69	老人福祉 施設 2	集会所 社会福祉会館 社会福祉センター 寺 指定避難場所 2 社会福祉協議会 国道100m 町道1,230m	
341-18-20	吉野川	吉野川	地藏谷川	上街	61	25		消防詰所 その他 国道140m 町道770m	0.03
341-09-21	吉野川	吉野川	寺家-1	寺家	15	6			
341-09-23	吉野川	吉野川	寺家-4	寺家	467	193		県道120m	0.21
341-09-24	吉野川	吉野川	細野	細野	2	1		集会所 町道250m	
341-09-25	吉野川	吉野川	栗ノ木-2	栗ノ木	7	3		公民館 指定避難場所 町道20m	
341-09-27	吉野川	吉野川	梶屋敷-3	梶屋敷	19	8		消防屯所 県道50m 町道240m	0.12
341-09-28	吉野川	吉野川	上関-3	上関	31	13		県道50m 町道30m	
341-09-29	吉野川	吉野川	上関-1	上関	29	12		公民分館 指定避難場 所 県道50m 町道	0.04
341-09-30	吉野川	吉野川	上関-1	上関	29	12		公民分館 指定避難場 所 県道50m 町道	0.04

341-09-31	吉野川	行川	行川	新頃				その他	
5-1	吉野川	汗見川	アキヤ谷	寺家	26	11	保育所	寺 神社	0.84
5-7	吉野川	汗見川	沢ケ内谷	沢ケ内	30	13	診療所	消防団北部分団	0.50
5-8	吉野川	汗見川	西谷	西谷	14	6		水位計測施設 県道140m	1.49

## 溪流Ⅱ

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災 害 時 要 援 護 者 関 連 施 設	左記以外の公共施設等	耕地 面積 (ha)
341-10-201	吉野川	吉野川	山崎-2	山崎	2	1		国道60m 町道40m	
341-10-202	吉野川	吉野川	助藤-2	助藤	2	1		国道50m	
341-10-203	吉野川	吉野川	助藤-3	助藤	2	1		国道50m	
341-18-210	吉野川	吉野川	川又川	地主	2	1			
341-18-211	吉野川	吉野川	南谷川	大石	10	4		町道70m	0.57
341-09-212	吉野川	吉野川	寺家-5	寺家	2	1			
341-09-213	吉野川	吉野川	寺家-3	寺家	2	1			
341-09-214	吉野川	吉野川	上谷川	上谷	7	3		県道80m 町道30m	0.11
341-09-215	吉野川	吉野川	下谷川-1	下谷	5	2		町道250m	0.05
341-09-216	吉野川	吉野川	下谷川-2	北山西	7	3		町道280m	0.05
341-09-220	吉野川	吉野川	日浦-1	日浦	2	1			
341-09-221	吉野川	吉野川	日浦-2	日浦	2	1			
341-09-222	吉野川	吉野川	北山乙	北山乙	2	1			
341-09-224	吉野川	吉野川	梶屋敷-2	梶屋敷	2	1		町道350m	
341-09-225	吉野川	吉野川	梶屋敷-1	梶屋敷	2	1		町道70m	
341-09-228	吉野川	行川	両スノ-2	両スノ	2	1		町道80m	
341-09-231	吉野川	行川	合茶-6	合茶	5	2		町道210m	
341-09-232	吉野川	行川	合茶-4	合茶	2	1		町道80m	
5-2	吉野川	汗見川	吉野谷	吉野	2	1		県道90m	
5-3	吉野川	汗見川	サカイ谷	坂本	9	4		県道120m	1.43
5-4	吉野川	汗見川	坂本中川	坂本	5	2		県道70m	0.10
5-5	吉野川	汗見川	坂本北川	坂本	7	3		県道130m	0.22
5-6	吉野川	汗見川	屋所谷	屋所	9	4			0.47
5-9	吉野川	汗見川	南大田羅谷	七戸	5	2			0.26
5-10	吉野川	汗見川	大田羅谷	七戸	2	1			0.54
5-11	吉野川	汗見川	井ノ向谷	瓜生野	2	1		県道60m	
5-12	吉野川	汗見川	モチゴヤ谷	瓜生野	7	3			
5-13	吉野川	汗見川	奥白髪谷	冬ノ瀬	2	1		県道170m	
5-14	吉野川	汗見川	東浦谷	瓜生野	2	1			

## 危険溪流に準ずる溪流

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	保 全 対 象				
					人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災 害 時 要 援 護 者 関 連 施 設	左記以外の公共施設等	耕地 面積 (ha)
341-18-501	吉野川	吉野川	地主	地主					0.53
341-09-502	吉野川	吉野川	長瀬	長瀬				町道350m	
341-09-503	吉野川	吉野川	宮ノ谷-3	宮の谷				県道40m	



## 9-8 砂防指定地

番号	溪流名	大字	字	指定年月日	告示番号	備考
200	汗見川	吉野	北浦 他	S28. 2. 12	142	
285	檜の川	吉延	川又 他	S29. 9. 11	1396	
465	木能津川	木能津	下モ等ノノ	S40. 5. 11	1347	
466	古田川	古田	ニイヤ	S40. 5. 11	1347	
627	麦山谷川	大石	南ナベラ	S42. 3. 31	1161	
628	川又川	大石	ツツキ山	S42. 3. 31	1161	S53. 3. 4 名称変更
629	唐谷川	大石	北野地	S42. 3. 31	1161	
630	大曲谷川	大石	大サコ	S42. 3. 31	1161	
631	南谷川	大石	フキノ窪	S42. 3. 31	1161	
638	コノ谷川	吉延	松ヶ休場	S42. 3. 31	1161	
639	クララケ谷川	吉延	シレイケナロ	S42. 3. 31	1161	
640	東の谷川	吉延	東谷	S42. 3. 31	1161	
641	宮谷川	吉延	一本杉	S42. 3. 31	1161	
849	檜の川	吉延	猴躍 他	S47. 1. 20	74	
925	栗の木川	北山東	境谷	S48. 2. 21	332	
926	行川	上関	カヤビラ	S48. 2. 21	332	
1006	車谷川	木能津	アカ田	S51. 2. 18	157	
1007	下谷川	北山	東浦 他	S51. 2. 18	157	
1227	汗見川	瓜生野	桑ノ川山 他	S55. 6. 7	1123	直轄
1235	牛芳谷川	上関	ゴボウ谷 他	S56. 6. 20	1186	
1275	渡津川	北山	カキノ久保 他	S57. 7. 17	1382	
1316	檜の川	吉延	上赤潰 他	S59. 3. 24	701	
1346	沢ケ内	沢ケ内	岡田 他	S59. 8. 21	1217	直轄
1356	行川	上関 他	ヲソゴエ 他	S60. 1. 28	111	
1425	大田羅谷	七戸	谷クサシ 他	S61. 7. 10	1282	直轄
1426	西谷	瓜生野	下作屋敷 他	S61. 7. 10	1282	直轄
1458	唐谷川	上関	防奥	S63. 1. 22	109	
1491	奥白髪谷	七戸	奥白髪山 他	S63. 2. 25	1622	直轄
1530	地藏谷川	本山	東谷 他	H 1. 1. 21	84	
1553	伊勢谷川及び同右支川	本山	ズイリ 他	H 2. 1. 24	77	
1568	七戸谷	七戸	城ノ尾山	H 2. 8. 6	1433	直轄
1619	吹ヶ野谷	沢ケ内	東田 他	H 4. 3. 21	724	直轄
1620	モチゴヤ谷	瓜生野	岩ヶヤチ 他	H 4. 3. 21	724	直轄
1737	木能津川	古田 他	コビウラ 他	H 8. 4. 11	1205	
1789	木能津川	古田 他	九代 他	H10. 3. 23	775	
1865	アキヤ谷	寺家	西ノ峯 他	H12. 5. 12	1294	直轄
1982	屋所谷	屋所	桃の久保 他	H16. 10. 12	1285	直轄
1983	坂本谷	坂本	中畝 他	H16. 10. 12	1285	直轄
1991	梶屋瀬谷川	北山	セノ上 他	H17. 2. 3	144	

2034	井ノ向谷	瓜生野	井野向	H22. 2. 18		直轄
2056	西谷右支	瓜生野 他	日野裏 他	H24. 8. 24		直轄
2057	西谷左支	瓜生野	井口 他	H24. 8. 24		直轄
2070	十二所谷川	本山	宮ノ谷 他	H25. 9. 24		
2073	坂本北川	坂本	蒟蒻野 他	H26. 3. 20		直轄
2074	坂本中川	坂本	池ノ迫 他	H26. 3. 20		直轄
2085	屋所谷右支	屋所	宮谷 他	H28. 3. 8		直轄

## 9-9 山腹崩壊危険地区（林野庁所管）

## 国有林

危険地区番号	市町村名	地区	位置	公共施設等		
				人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	下関	行川山41			林道
2	本山町	仁尾ケ内	仁尾ケ内山45			林道
3	本山町	瓜生野	桑ノ川山6			林道
4	本山町	七戸	奥しらが山28			林道
5	本山町	坂瀬	坂瀬山16			県道
6	本山町	七戸	竜王山33			県道
7	本山町	七戸	竜王山33			県道
8	本山町	仁尾ケ内	仁尾ケ内山45			林道
9	本山町	七戸	竜王山25			県道
10	本山町	下関	行川山41			林道

## 民有林直轄以外

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設建物	道路
1	本山町	瓜生野	5		県道
2	本山町	瓜生野	2		県道
3	本山町	瓜生野	10		県道
4	本山町	瓜生野	10		県道
5	本山町	瓜生野	6		県道
6	本山町	瓜生野	7		県道
7	本山町	瓜生野	12		県道
8	本山町	瓜生野	38	1	県道
9	本山町	七戸	12		農道
10	本山町	七戸	9		農道
11	本山町	瓜生野	9		町道
12	本山町	瓜生野	6		町道
13	本山町	沢ケ内	16	2	県道
14	本山町	沢ケ内	9		県道
15	本山町	立野	3		農道
16	本山町	立野	6		農道

17	本 山 町	立 野	13		県 道
18	本 山 町	吉 野	5		県 道
19	本 山 町	吉 野	6	1	町 道
20	本 山 町	吉 野	6	1	町 道
21	本 山 町	坂 本	3		
22	本 山 町	本 山	40		国 道
23	本 山 町	本 山	65	1	国 道
24	本 山 町	本 山	30		国 道
25	本 山 町	井 ノ 窪	15		国 道
26	本 山 町	井 ノ 窪	15		国 道
27	本 山 町	助 藤	25		国 道
28	本 山 町	下 関	6		町 道
29	本 山 町	下 関	9		町 道
30	本 山 町	上 関	10		町 道
31	本 山 町	上 関	3		町 道
32	本 山 町	上 関	10		町 道
33	本 山 町	上 関	3		町 道
34	本 山 町	北 山	4		農 道
35	本 山 町	北 山	10		町 道
36	本 山 町	北 山	2		町 道
37	本 山 町	北 山	6	1	町 道
38	本 山 町	北 山	5		町 道
39	本 山 町	北 山	1		町 道
40	本 山 町	北 山	8		町 道
41	本 山 町	北 山	3		町 道
42	本 山 町	下 関	5		町 道
43	本 山 町	瓜 生 野	1		町 道
44	本 山 町	七 戸	12	2	県 道
45	本 山 町	瓜 生 野			町 道
46	本 山 町	七 戸	12		町 道
47	本 山 町	沢 ノ 内			県 道
48	本 山 町	北 山			町 道
49	本 山 町	上 関			町 道
50	本 山 町	上 関	3		町 道
51	本 山 町	大 石			林 道
52	本 山 町	大 石	2		町 道
53	本 山 町	本 山	2		国 道

## 9-10 崩壊土砂流出危険地区（林野庁所管）

## 国有林

危険地区番号	市町村名	地区	位置	公共施設等		
				人家戸数	公共施設 建物	道路
1	本山町	上 関	牛蒡谷山43			林道

## 民有林直轄以外

危険地区番号	市町村名	位置	公共施設等		
			人家戸数	公共施設 建物	道路
1	本山町	瓜生野	11		県道
2	本山町	瓜生野	15		県道
3	本山町	瓜生野	10		町道
4	本山町	瓜生野	2		町道
5	本山町	瓜生野	13		町道
6	本山町	沢ノ内	30		町道
7	本山町	立野	11		県道
8	本山町	本山	16		町道
9	本山町	本山	9		町道
10	本山町	北山	18		町道
11	本山町	北山	8		町道
12	本山町	北山	7		町道
13	本山町	上関	3		町道
14	本山町	上関			林道
15	本山町	北山	11		農道
16	本山町	北山	8		町道
17	本山町	北山	11		町道
18	本山町	北山	8		町道
19	本山町	北山	10		町道
20	本山町	下関	12		町道
21	本山町	下関	3		町道
22	本山町	下関	3		町道
23	本山町	上関	5		町道
24	本山町	助藤	1		国道

25	本 山 町	助 藤	3		国 道
26	本 山 町	上 関	11		町 道
27	本 山 町	北 山	13		町 道
28	本 山 町	本 山	6		国 道
29	本 山 町	吉 延			県 道
30	本 山 町	下 関	4		町 道
31	本 山 町	瓜 生 野			林 道
32	本 山 町	北 山			町 道
33	本 山 町	上 関			町 道
34	本 山 町	上 関	3		町 道
35	本 山 町	大 石			林 道
36	本 山 町	大 石			林 道
37	本 山 町	七 戸			林 道

## 9-11 道路危険箇所（県管理）

## 落石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D439A520	国道439号	長岡郡本山町助藤	84.0	
D439A525	国道439号	長岡郡本山町助藤	361.0	
D439A530	国道439号	長岡郡本山町助藤	290.0	
D439A535	国道439号	長岡郡本山町助藤	235.0	
D439A540	国道439号	長岡郡本山町助藤	294.0	
D439A545	国道439号	長岡郡本山町助藤	139.0	
D439A550	国道439号	長岡郡本山町助藤	274.0	
D439A555	国道439号	長岡郡本山町助藤	137.0	
D439A560	国道439号	長岡郡本山町木能津	615.0	
D439A565	国道439号	長岡郡本山町本山	49.0	
D439A570	国道439号	長岡郡本山町本山	95.0	
D439A575	国道439号	長岡郡本山町本山	11.0	
D439A580	国道439号	長岡郡本山町井窪	20.0	
D439A585	国道439号	長岡郡本山町木能津	93.0	
D439A590	国道439号	長岡郡本山町木能津	87.0	
D439A595	国道439号	長岡郡本山町木能津	27.0	
D439A600	国道439号	長岡郡本山町下津野	140.0	
D439A605	国道439号	長岡郡本山町下津野	119.0	
D439A610	国道439号	長岡郡本山町下津野	340.0	
D439A615	国道439号	長岡郡本山町下津野	213.0	
D439A620	国道439号	長岡郡本山町下津野	28.0	
D439A625	国道439号	長岡郡本山町本山	156.0	
D439A630	国道439号	長岡郡本山町本山	50.0	
D439A635	国道439号	長岡郡本山町本山	85.0	
D267A005	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	360.0	
D267A010	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	205.0	
D267A015	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	435.0	
D267A020	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	130.0	
D267A025	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	110.0	
D267A030	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	95.0	
D267A035	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	170.0	

D267A040	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	112.0	
D267A045	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	143.0	
D267A050	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	50.0	
D267A055	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	225.0	
D267A060	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	120.0	
D267A065	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	471.0	
D267A070	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	290.0	
D267A075	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	110.0	
D267A080	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	75.0	
D267A085	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	50.0	
D267A090	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	122.0	
D267A095	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	95.0	
D267A100	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	182.0	
D267A105	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	90.0	
D267A110	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	105.0	
D267A115	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	70.0	
D267A120	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	37.0	
D267A125	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	50.0	
D267A130	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	58.0	
D267A135	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	240.0	
D267A140	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	122.0	
D267A145	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	168.0	
D267A150	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	120.0	
D267A155	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	276.0	
D267A160	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	132.0	
D262A095	磯谷本山線	長岡郡本山町下関	143.0	
D262A100	磯谷本山線	長岡郡本山町下関	130.0	
D262A105	磯谷本山線	長岡郡本山町上関	160.0	
D262A110	磯谷本山線	長岡郡本山町上関	186.0	
D262A115	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	145.0	
D262A120	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	141.0	
D262A125	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	277.0	
D262A130	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	68.0	
D262A135	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	70.0	
D262A140	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	120.0	
D263A005	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家	130.0	



D263A010	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家	109.0	
D263A015	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家	475.0	
D263A020	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家・北山	34.0	
D263A025	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	485.0	
D263A030	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	47.0	
D263A035	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	65.0	
D263A040	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	155.0	
D263A045	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	65.0	
D263A050	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	76.0	
D264A005	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	245.0	
D264A010	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	185.0	
D264A015	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	175.0	
D264A020	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	270.0	
D264A025	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	1,300.0	
D264A030	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	25.0	
D264A035	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	120.0	
D264A040	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	190.0	
D264A045	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	80.0	
D264A050	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	365.0	
D264A055	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	133.0	
D264A060	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	330.0	
D264A065	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	612.0	
D264A070	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	36.0	
D264A075	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	30.0	
D264A080	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	160.0	
D264A085	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	200.0	
D264A090	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	9.0	
D264A095	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	92.0	
D264A100	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	17.0	
D264A105	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	223.0	
D264A110	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	511.0	
D264A115	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	120.0	
D264A120	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	640.0	
D264A130	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	295.0	
D264A135	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	180.0	
D264A140	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	302.0	

D264A145	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	453.0	
D264A150	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	160.0	
D264A155	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	175.0	
D264A160	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	305.0	
D264A165	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	388.0	
D264A170	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	123.0	
D264A175	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	625.0	
D264A180	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	50.0	
D264A185	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	273.0	
D264A190	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	70.0	
D264A195	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸・瓜生野	285.0	
D264A200	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	506.0	
D264A205	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	220.0	
D264A210	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	212.0	
D264A215	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	90.0	
D264A220	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	187.0	
D264A225	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	97.0	
D264A230	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	85.0	
D264A235	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	50.0	
D264A240	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	142.0	
D264A245	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	140.0	
D264A250	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	118.0	
D264A255	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	629.0	
D264A260	坂瀬吉野線	長岡郡本山町 瓜生野・屋所・沢ヶ内	351.0	
D264A265	坂瀬吉野線	長岡郡本山町沢ヶ内	212.0	
D264A270	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	65.0	
D264A275	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	205.0	
D264A280	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	162.0	
D264A285	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	173.0	
D264A290	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	70.0	
D264A295	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	105.0	
D264A300	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	475.0	
D264A305	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	186.0	
D264A310	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	408.0	
D264A315	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	242.0	

D264A320	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本・吉野	135.0	
D264A325	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本・吉野	105.0	
D264A335	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本・吉野	397.0	
D265A330	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本・吉野	280.0	
D264A125	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	13.0	

## 岩石崩壊

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D264B005	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	340.0	
D264B010	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	120.0	
D264B015	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	190.0	
D264B020	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	133.0	
D264B025	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	180.0	
D264B030	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	285.0	
D264B035	坂瀬吉野線	長岡郡本山町沢ヶ内	212.0	
D264B040	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	205.0	
D264B045	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	105.0	
D264B050	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	408.0	

## 地すべり

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D439C060	国道439号	長岡郡本山町助藤～木能津	750.0	
D439C065	国道439号	長岡郡本山町木能津～本山	840.0	
D439C070	国道439号	長岡郡本山町本山	280.0	
D439C075	国道439号	長岡郡本山町本山	1,080.0	
D262C020	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	665.0	
D262C025	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	665.0	
D263C005	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家	315.0	
D263C010	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	585.0	
D267C005	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	143.0	
D267C010	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	225.0	
D267C015	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	2,615.0	
D267C020	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	1,291.0	

## 土石流

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D439E105	国道439号	長岡郡本山町助藤	4.0	
D439E110	国道439号	長岡郡本山町助藤	4.0	
D439E115	国道439号	長岡郡本山町木能津	12.0	
D439E120	国道439号	長岡郡本山町木能津	8.0	
D439E125	国道439号	長岡郡本山町木能津	8.0	
D439E130	国道439号	長岡郡本山町木能津	6.0	
D439E135	国道439号	長岡郡本山町木能津	4.0	
D439E140	国道439号	長岡郡本山町木能津	4.0	
D262E035	磯谷本山線	長岡郡本山町北山	20.0	
D264E005	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	11.0	
D264E010	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	10.0	
D264E015	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	5.0	
D264E020	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	5.0	
D264E025	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	10.0	
D264E030	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	4.0	
D264E035	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	5.0	
D264E040	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	6.0	
D264E045	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸	5.0	
D264E050	坂瀬吉野線	長岡郡本山町七戸・瓜生野	10.0	
D264E055	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	8.0	
D264E060	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野	10.0	
D264E065	坂瀬吉野線	長岡郡本山町瓜生野・屋所	10.0	
D264E070	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	8.0	
D267E005	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	15.0	
D267E010	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	10.0	
D267E015	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	11.0	
D267E020	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	10.0	
D267E025	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	4.0	
D267E030	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	8.0	
D267E035	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	12.0	
D267E040	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	3.0	
D267E045	上穴内本山線	長岡郡本山町高角	5.0	

## 盛土災害

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D439F025	国道439号	長岡郡本山町助藤	146.0	
D439F030	国道439号	長岡郡本山町助藤	59.0	
D439F035	国道439号	長岡郡本山町下津野	234.0	
D439F040	国道439号	長岡郡本山町下津野井の窪	319.0	
D264F005	坂瀬吉野線	長岡郡本山町沢ヶ内	29.0	
D264F010	坂瀬吉野線	長岡郡本山町沢ヶ内	110.0	
D264F015	坂瀬吉野線	長岡郡本山町坂本	23.0	
D267F005	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	45.0	

## 擁壁

施設管理番号	路線名	所在地	延長（m）	備考
D439G170	国道439号	長岡郡本山町助藤	37.0	
D439G175	国道439号	長岡郡本山町助藤	58.0	
D439G180	国道439号	長岡郡本山町助藤	77.0	
D439G185	国道439号	長岡郡本山町助藤	71.0	
D439G190	国道439号	長岡郡本山町木能津	162.0	
D439G195	国道439号	長岡郡本山町木能津	224.0	
D439G200	国道439号	長岡郡本山町木能津	137.0	
D439G205	国道439号	長岡郡本山町木能津	34.0	
D439G210	国道439号	長岡郡本山町木能津	64.0	
D439G215	国道439号	長岡郡本山町木能津	118.0	
D439G220	国道439号	長岡郡本山町下津野	234.0	
D439G225	国道439号	長岡郡本山町本山	50.0	
D439G230	国道439号	長岡郡本山町本山	201.0	
D439G235	国道439号	長岡郡本山町本山	147.0	
D439G240	国道439号	長岡郡本山町本山	93.0	
D263G005	田井大瀬線	長岡郡本山町寺家	80.0	
D263G010	田井大瀬線	長岡郡本山町北山	70.0	
D264G005	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	36.0	
D264G010	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	110.0	
D264G015	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	40.0	
D264G020	坂瀬吉野線	長岡郡本山町	150.0	
D267G005	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	32.0	
D267G010	上穴内本山線	長岡郡本山町吉延	60.0	

## 橋梁基礎の洗掘

施設管理番号	路線名	橋梁名	所在地	橋長（m）	備考
D439H045	国道439号	本山橋	長岡郡本山町本山	36.0	
D439H040	国道439号	木能津橋	長岡郡本山町木能津	21.0	
D439H050	国道439号	伊勢谷橋	長岡郡本山町本山	16.0	
D262H010	磯谷本山線	行川橋	長岡郡本山町下関・上関	17.0	
D263H015	田井大瀬線	上谷橋	長岡郡本山町北山	9.5	
D263H010	田井大瀬線	三倉橋	長岡郡本山町吉野	48.0	
D264H005	坂瀬吉野線	坂瀬橋	長岡郡本山町瓜生野	14.6	
D264H010	坂瀬吉野線	冬ノ瀬橋	長岡郡本山町七戸	13.5	
D264H015	坂瀬吉野線	藤ヶ谷橋	長岡郡本山町瓜生野	17.4	
D264H020	坂瀬吉野線	汗見川橋	長岡郡本山町屋所・沢ヶ内	22.6	

### 9-12 河川危険区域（国土交通省所管）

河川名	責任市町村名	危険区域		特に危険な場所及び対策				溢流・決壊等を予想した被害				避難場所	
		左岸 右岸	延長 (m)	左岸 右岸	延長 (m)	箇所名	予想される危険状況	水防工法	公共施設	一般戸数	人口 (人)		耕地 (ha)
吉野川	本山町	右	1,500	右	200	本山町本山	溢水	土俵積		15	80	13.0	本山小学校
汗見川	本山町	左右	1,000 1,000	左右	200 100	本山町吉野	溢水	土俵積	2	135	315	10.0	公民館

### 9-13 ため池危険地区（農村振興局所管）

地域名	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )	受益地 (ha)	欠壊等による被害想定					
				農地 (ha)	住宅 (戸)	農業施設	延長又は 数量	公共施設	延長又は 数量
沢の池	吉延	44,000	20.0	10.0				県道 町道	200m 200m
三山池	寺家	40,000	1.2	4.5	25	用水路	100m	町道	100m